

年表1 大阪のスペイン風邪流行

Table with columns for date (年月日) and description (見出しほか). Entries include dates from 1918/9/9 to 1919/1/16, covering the progression of the influenza epidemic in Osaka, such as '1918年9月9日から10月、シベリアから、国内で流行り出す' and '1919年1月、再燃と伝染病'.

1919年、流行の谷間と伝染病

Table with columns for date (年月日) and description (見出しほか). Entries include dates from 1919/1/4 to 1920/2/29, detailing the resumption and continuation of the influenza epidemic, such as '1/4 恐ろしい伝染病の病室に囲まれた大阪、全市の河川に流れ込む危険なる下水の清浄法調査に着手' and '2/29 小學校開く、欠席生徒は一割内外'.

表1 * 後流行時の日別患者・死亡発生

Table showing daily patient and death counts from 1919/12 to 1920/2. Columns include date (年月日), patients (患者), deaths (死亡), and a running total (計). Total counts for patients and deaths are 5,636 and 331 respectively.

備考: 『流行性脳脊髄膜炎予防施設概要』により作成。

年表2 ス페인風邪流行期と大阪市社会政策ほか

Table with columns for date (年月) and events (事項). Entries include dates from 1918/2 to 1919/12, detailing social policies and relief efforts during the epidemic, such as '2月 公設市場設置に関する件議案、大阪市会で可決(27日)' and '1920年 1月 今宮少年職業紹介所(15日)'.

出典: 『大阪社会事業概要』1920年1月・5月・6月・23年5月。『大阪社会史』第13-15巻。『明治大正大阪市史』第4巻。『新修大阪市史』第6、第10巻。

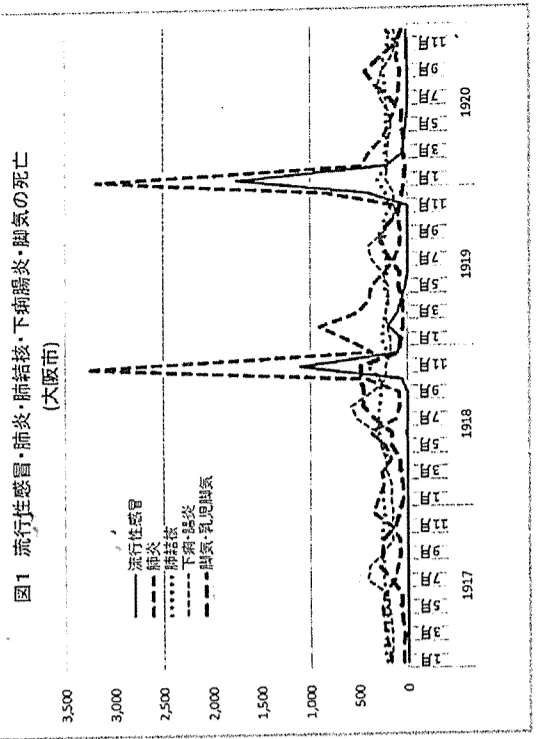


図1 流行性感冒・肺炎、肺結核、下痢腸炎、脚気の死亡 (大阪市)

表3 超過死亡をめぐりる数値と統計

期間	大阪府		大阪市	
	府統計	帝国死因	市統計	帝国死因
①1918.10~19.7	31,226	30,830	12,388	13,442
②1918.10~19.5	32,970	32,502	13,909	14,755
③前後2期の累計 前流行(1918.10 ~1919.5)	32,664	31,723	14,461	15,125
後流行(1919.12 ~1920.5)	20,012	19,544	8,912	9,517
	12,652	12,179	5,549	5,608

備考：『大阪府統計書』、『大阪市統計書』、『日本帝国死因統計』各年版により作成。

図2 流感と呼吸器疾患・肺結核合計
(1917 : 100)

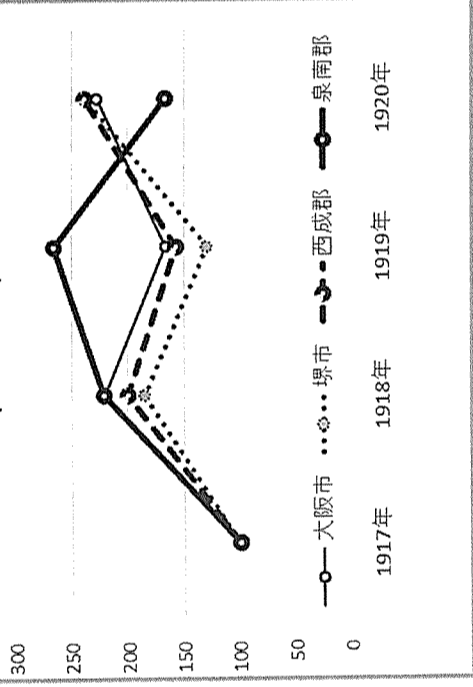


表2 スペイン風邪流行期の超過死亡(大阪府と大阪市)

流行期年月	大阪府			大阪市		
	流行期	超過死亡	流行前	流行期	超過死亡	流行前
1918年10月	6,324	1,417	4,907	3,132	2,529	603
11月	15,649	11,540	4,109	7,539	2,000	5,539
12月	5,340	1,081	4,259	2,520	2,126	394
1919年1月	5,783	936	4,847	2,887	2,272	615
2月	6,592	1,815	4,777	3,155	2,401	754
3月	6,323	1,726	4,597	2,614	2,225	389
4月	4,973	782	4,191	2,387	2,021	366
5月	4,798	715	4,083	2,387	2,135	252
6月	4,435	351	4,084	2,119	2,011	108
7月	5,280	262	5,018	2,353	2,357	△4
8月	5,932	25	5,907	2,736	2,887	△151
9月	5,406	565	4,841	2,569	2,412	157
10月	4,514	△267	4,781	2,071	2,334	△263
11月	3,863	△630	4,493	1,828	2,227	△399
12月	6,448	1,303	5,145	3,181	2,535	646
1920年1月	16,108	10,416	5,692	7,826	2,553	5,273
2月	6,397	1,373	5,024	2,668	2,302	366
3月	5,316	227	5,089	2,340	2,459	△119
4月	4,279	△51	4,330	1,980	2,143	△163
5月	4,131	△616	4,747	1,895	2,349	△454
累計	127,891	94,921	32,970	60,187	46,278	13,909

備考：△はマイナス。『大阪府統計書』と『大阪市統計書』により作成。

表5 流行前後(1917-1921)の現住人口・総死亡数(現住人口比)

市区郡別	現住人口(1918=100とする指数)				
	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年
大阪府	1,556,377	1,633,338	1,583,650	1,252,972	1,346,471
西区	420,401	441,112	431,447	379,981	402,358
南区	477,993	500,280	492,707	374,461	432,583
東区	303,092	315,411	290,893	206,115	205,080
北区	354,891	376,535	368,603	292,415	306,450
西成郡	206,044	229,932	249,637	286,883	281,010
東成郡	173,918	190,007	201,101	228,442	239,322
堺市	72,844	74,900	76,540	84,995	90,284
三島郡	81,234	81,983	83,658	81,974	86,042
豊能郡	59,267	60,243	61,910	63,440	65,227
泉北郡	124,347	126,111	129,548	116,000	119,812
泉南郡	142,725	147,317	149,498	151,177	153,875
南河内郡	121,349	120,496	123,601	112,277	122,878
中河内郡	125,916	125,558	127,697	123,168	127,569
北河内郡	90,069	89,470	90,878	86,505	90,902
大阪府	2,754,090	2,879,355	2,877,718	2,587,813	2,723,392

備考：『大阪府統計書』各年版から作成。各年末、1920年の現住人口は10月1日現在の国勢調査結果による。一部数値が計算上異なるが、そのまま掲載した。

表4 流行前と流行期の市区郡別主な原因別死亡数(1917-1920年)

市区	次	法定伝染病	流行性感冒	肺炎ほか呼吸器疾患	肺結核	乳児脚気・脚気	妊婦・産婦による疾病	先天性異常
大阪市	1917	1,467	29	4,088	2,696	1,647	116	4,116
	1918	995	1,241	7,865	3,071	3,159	180	3,562
	1919	1,761	908	5,934	2,581	1,559	143	3,406
	1920	1,416	2,205	7,160	2,598	1,819	173	3,929
堺市	1917	97	0	270	179	48	10	235
	1918	54	86	414	201	96	9	241
	1919	78	40	310	161	81	11	227
	1920	108	136	508	176	118	14	282
西成郡	1917	450	5	1,068	528	329	31	691
	1918	151	160	1,989	683	693	33	948
	1919	320	126	1,563	590	365	22	913
	1920	274	384	2,178	668	367	44	937
東成郡	1917	177	5	791	518	207	24	525
	1918	130	161	1,498	547	384	22	746
	1919	176	95	1,136	489	288	16	687
	1920	383	456	1,563	580	387	21	739
三島郡	1917	58	9	361	136	37	9	195
	1918	25	64	509	129	96	5	214
	1919	64	66	466	119	52	9	173
	1920	48	227	511	102	80	9	178
豊能郡	1917	33	7	253	112	28	10	165
	1918	27	107	390	320	82	6	161
	1919	30	47	284	359	59	5	161
	1920	30	122	377	359	65	3	145
泉北郡	1917	92	2	494	196	37	14	280
	1918	60	147	760	228	69	17	372
	1919	85	108	607	168	47	17	310
	1920	79	305	708	192	53	20	317
泉南郡	1917	98	4	535	266	12	21	361
	1918	44	91	1,103	284	112	13	386
	1919	95	294	1,142	307	66	23	321
	1920	94	179	722	270	78	18	261
南河内郡	1917	49	2	367	166	18	11	321
	1918	30	156	638	177	39	15	340
	1919	62	81	425	164	21	8	299
	1920	54	292	589	152	22	19	320
中河内郡	1917	70	4	457	145	35	11	341
	1918	91	119	789	171	89	10	324
	1919	144	55	567	172	47	10	284
	1920	151	301	696	231	60	12	373
北河内郡	1917	42	12	251	105	41	10	235
	1918	23	115	513	106	50	7	256
	1919	32	101	387	139	27	4	269
	1920	43	314	541	130	52	13	

備考：『大阪府統計書』各年版により作成。

表6 出生と死産(大阪市と大府)

Table with columns for year (1917-1921), birth, and death counts for Osaka City and Prefecture.

備考: 『大阪府統計書』と『大阪市統計書』により作成。

表7 0歳児死亡の主な原因(大阪市)

Table showing causes of infant mortality in Osaka City from 1917 to 1920.

備考: 『日本帝国死因統計』各年版により作成。

表8 綿糸紡績工場(1919)

Table listing cotton spinning factories in 1919, including location, name, and employee count.

備考: 『大阪府統計書』から作成

表10 帝国死因に見る大阪市の職業と家族(1918)

Table showing causes of death in Osaka City by occupation and family size in 1918.

備考: 『帝国死因』により作成。不詳・無申告・無業はその他有業で詳細不詳と無業・無申告の数の合算。

資料1 1920年1月15日 内務省訓令

流行性感冒予防ニ就テハ、農ニ之ニ関スル必要事項ヲ条挙シテ通牒セシムル所アリ。府県ニ於テハ既ニ相当施設ノ下ニカキテ防ニ努ムル所アリト雖モ、本年ニ入りテヨリ其病勢漸ク熾烈ヲ加ヘムトスルノ傾向アルハ、深く遺憾トス。不幸ニシテ曩年ノ如キ流行ヲ再ヒスルコトアラカ、其ノ影響甚ニ寒心ニ甚ヘサルナリ。此ノ際、府県ニ於テハ一段ノ努力ヲ以テ予防施設ノ普及及拡充ニ勉メ、特ニ左記事項ニ付テハ迅速ニ力勵行ヲ図リ、予防上連算ナキヲ期セラルヘシ。

- 一、一般ノ注意ヲ喚起スルニ就キ有効適切ノ方法ヲ講スルコト
二、呼吸保護器ノ使用ヲ奨励シ、之ヲ得ルノ途ナキ者ニ対シテハ、相当給与ノ方法ヲ講スルコト
三、流行地ニ於テハ状況ニ依リ、呼吸保護器ヲ使用スルニ非サレハ、多衆集合ノ場所ニ立入りシメサルコト
四、予防注射及含嗽ヲ奨励スルコト
五、療養ノ途ナキ者ニ対シテハ、相当救療ノ方法ヲ講スルコト
六、前各項ノ事項ヲ実行スルニ付、一層地方団体衛生団体、救済団体、学校、会社、工場、其ノ他、公私団体並憲章家ノ活動ヲ促スコト

資料2 1920年1月12日起案 流行性感冒予防の心得(流行性感冒予防施設概要)

旧臘より又た悪性感冒が流行し、頃來漸次猖獗を極むる傾向がありますから、各自次の注意を守つて予防に努めなければなりません。

- 一、芝居、寄席、活動写真場など人込みに立ち入りぬ事
二、病人又は咳嗽する人に近寄らぬ事
二、鼻と口を清潔な布片で被ふ事
二、温い塩水又はうがい薬で時々うがいする事
一、此際可成予防注射をするが用心の一つである。但し予防注射した後でも用心せねばならぬ
二、感冒を引きかけたら肺炎にならぬよう早く用心する事
二、咳嗽をする時は必ずハンカチを口にこめてる事
二、熱が出ても熱さまを飲んだり人療治をせぬ事
二、痰を途に吐かぬ事、痰や鼻紙は便所に捨てる事
二、病の再発は危険だから治つても永く養生する事
二、本市では左記の処へ無料診療所を設け予防注射と治療を致しますから、希望の向は市区役所、警察署、巡査派出所、衛生組合事務所又は方面委員に就き診療券を受け御出でなさい。

診療所

西区 岩崎町 衛生課工作場内 南区 宮津町 市立今宮共同宿泊所内

資料3 1919年1月4日 大阪朝日新聞 「恐ろしい伝染病の病毒に困まれた大阪、全市の河川に流れ込む危険なる下水の清浄法調査に着手 野田市立衛生試験所長談」

下水中のうちでも工場や風呂場等から流される家事用下水が下肥の九十八倍もあつて、それが下肥以上の汚物ですから、都市を貫流する河川に混ざる場合には伝染病媒介者として最も優勢なものです。雨水は下水の一部分ですが是は河水を浄めるものですから雨の多い時には自然汚水も薄められる訳です。従つて年中で一番雨が少い八月の河水は最も汚れてゐて、大阪の八月の河水は平常の五十倍以上汚れてゐる。又同月は気温も頗る高いために細菌の水中に於ける繁殖も著しく、これによつて蔓延する伝染病は、統計上に徴して見ても年中の絶頂で、赤痢菌は病気の発生早く八月に最も多数の患者を出し、チブス菌は約二週間を要するがために九月に於て最多数の病人を生む。…某伸銅所一箇所からの一日に流出する家事用下水が八千石に上り、市全体の五十分の一を占めてゐる位で、場所によつては工場から流し出す汚水のために舟が通らぬ所さへある。この汚水が三十四の支流から流れ込むために本川の汚さは格別で、其上毛馬の閘門が壊成した明治四十三年以降はその流水が緩み汚物が沈殿し、従つてチブスが再び増加して以前に比べて三倍の率を示した。この下水に対する施設は其土地によつて異なるのは勿論で、大阪市は頗る原始的な河川放流法で、これは潮水が上つて来た時に於ては殆ど流れが止まり頗る危険である。

資料4 1919年5月30日 大阪朝日新聞 「伝染病の製造地 豊崎・中津・鷺洲の三箇町に愈々国庫補助で下水工事」

大阪市の北部に隣接せる豊崎、中津、鷺洲の三箇町は人口の集中せる人口の増加率全国一といふ股脈を極めつつあるに拘らず、下水の施設は殆どなく、従来大阪に蔓延したる伝染病の如きは殆ど同方面にて醸成伝播されたる傾きあり。何分同地は埋立地の事として土地湿潤にして、開放されある下水は其浸透下し、井水の汚穢言語に絶し、鷺洲町の如きは井水千三百八十七七に對し飲料に適するもの僅に三に過ぎず。又既往五年間に於ける伝染病患者の数を見るに、人口千人に付き三・五九の率を示し、大阪市の一・五三に比し二倍以上、南河内郡の〇・八七に比すれば四倍以上に達し、人口千人に對する死亡率は、大阪市一・六・八九、市郡平均一九・三三なるに比し、豊崎町二・六・三八、中津町二・二・一六、鷺洲町二・八・〇七にて、郡部に於る死亡率が市部のそれよりも著しき高位を示し居れるは奇異なる現象にして、衛生状態の甚だしく不良なるを立証し得べし。斯かる状態なれば、右三箇町の下水道改良は市の事業に準じ国庫補助を得、五十八万円にて府並に市よりも相当の補助を受け、愈三箇年計画を以て実行に着手することとなり、市内に於ける同様な施設をなす運びに至り、工事に着手せり。

資料5 1920年1月24日 大阪朝日新聞 「流感とドン底生活、真暗な寒い下宿屋に病人が重なり合つて死んで行く、法外に高い塵敷料」

「釜ヶ崎(大阪今宮)の貧民窟を見て来た」。救済事業に携はつてゐる人達はよくさういふが、大抵は路次の表通や木賃宿の門先を見たばかりで、奥の奥があるのを知らない。恐ろしい流感は今や其の「奥の奥」を無慈悲に荒してゐる最中である。釜ヶ崎の木賃宿は五十軒ばかりあるが、大概三畳位の小さな部屋を四五、六も持つてゐて、一室に四、五人づつ泊めてゐるが、こんな下宿屋を家といふのは考へ物で、柱は三十度位に傾き障子は關の上を動かさないから柱に結び付けてある。その中には蒲団が襪襪か衣類からぬものをゴチャ／＼散らかし、流感にかゝつた病人が丸くなつて寝てゐる。障子の紙は新聞紙、袋紙などをベタ／＼貼つて白といふより赤黒い。丁度唐紙の下張りの様なもの。其上意が殆どないから真暗で、外から窺いた位では容易に病人がゐるか何かが分らず、只入口の障子を明けたとき僅に映す薄暗い光線でほんやり見えるだけのことだ。それに便所の臭ひも溝の臭ひも言ひやうのない臭気が鼻を衝く。どんな病気で流行り次第種つたら癒りつこない。この十二月に天然痘が這入つた時にも何の家でも死人があつて、ある家では一週の間の子供が三人死んで、母親が狂人になつてゐた。昨今の流感は主人を斃す、子供を斃す。食つて行けぬから妻は咳ながら私傭を働いてゐる。さういふ汚ない所で部屋代が一日二十五、六銭、少し美しい所で三十五、六銭。投宿者は仲仕、手伝、土夫、人夫の類で、一日に一円以上は儲けてゐるが逆でも足らぬ。中には百円も儲けるのがあつたが、それでも下宿屋は巧く使はしてしまふ。際限なき物価の騰貴恐ろしい伝染性を持つた流感とに責められて、彼等は満足に息することもない。そして救済の手はこんな所には一つも届いてゐない。